

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 中国財務局長

【提出日】 2023年6月29日

【会社名】 株式会社中電工

【英訳名】 CHUDENKO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 重藤 隆文

【本店の所在の場所】 広島市中区小網町6番12号

【電話番号】 (082)291 7411(代表)

【事務連絡者氏名】 業務本部副本部長 兼 総務部長 松重 健児

【最寄りの連絡場所】 広島市中区小網町6番12号

【電話番号】 (082)291 7411(代表)

【事務連絡者氏名】 業務本部副本部長 兼 総務部長 松重 健児

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 50,299,600円

(注)本募集金額は1億円未満ですが、企業内容等の開示に関する内閣府第2条第5項第2号の金額通算規程により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社中電工 広島統括支社
(広島市南区皆実町一丁目9番35号)

株式会社中電工 岡山統括支社
(岡山市南区浜野四丁目2番7号)

株式会社中電工 山口統括支社
(山口市大内千坊六丁目8番1号)

株式会社中電工 島根統括支社
(松江市西津田四丁目8番47号)

株式会社中電工 鳥取統括支社
(鳥取市西品治字田島前ノ二816番地1)

株式会社中電工 東京本部
(東京都新宿区西新宿五丁目1番1号)

株式会社中電工 大阪本部
(大阪市北区南森町二丁目2番9号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではないが、投資者の縦覧の便宜のため備えるものであります。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、第107期事業年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）の有価証券報告書を2023年6月28日付、臨時報告書を2023年6月29日付で中国財務局長に提出いたしました。これに伴い、2023年6月27日付で提出した有価証券届出書の記載内容（添付書類を含む）について、当該有価証券報告書及び臨時報告書を参照書類に追加し、参照書類の補完情報を訂正するため、また、添付書類の一部を差し替えするため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の差替え）

新たな事業年度にかかる有価証券報告書を提出したことに伴い、2023年6月27日に提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

第三部 【参照情報】

(訂正前)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第106期(自2021年4月1日 至2022年3月31日) 2022年6月27日中国財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第107期第1四半期(自2022年4月1日 至2022年6月30日) 2022年8月8日中国財務局長に提出

事業年度 第107期第2四半期(自2022年7月1日 至2022年9月30日) 2022年11月8日中国財務局長に提出

事業年度 第107期第3四半期(自2022年10月1日 至2022年12月31日) 2023年2月8日中国財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2023年6月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年6月29日に中国財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2023年6月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2023年3月28日に中国財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」といいます。)において記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2023年6月27日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2023年6月27日)現在においてもその判断に変更なく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第107期(自2022年4月1日 至2023年3月31日) 2023年6月28日中国財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年6月29日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年6月29日に中国財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書において記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2023年6月29日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日(2023年6月29日)現在においてもその判断に変更なく、新たに記載する将来に関する事項もありません。